今回は、 される事務・ の 知らせします。 事務 市 で は、 • 平成21年4月1日に新たに移譲権限の移譲を受け入れています。 行政サービス向 権限のうち、 主なものをお 上のため、 県

の ビスを提供できるよう、 今後も、 移譲の受け入れを進めます。 皆さんにより身近な行政サ 県の事務・権限

> 務を、 いた建築基準去き場所建築指 た建築基準法や関連法令による事 市で行うことになります。 τ

## 特定行政庁とは

得て、4月1日から特定行政庁とないません。また、それ以外の市町村は、以上の市には必ず置かなければなりなきます。日光市では知事の同意を確認の事務を行う者で、人口25万人確認の事務を行う者で、人口25万人 都道府県知事のことをいいます。 主事を置かない場合は、 町 |事を置かない場合は、その区域の||村の長をいいます。市町村に建築||特定行政庁とは建築主事を置く市

> 直接行うことができます。行っていましたが、これか 行政サービスの向上 次のような利点があります。 これからは市で そのため、

○建築確認が市の事務となることで ます。 事務処理を迅速に行うことができ 議・調整に要する時間が短縮され まちづくり担当や関連部署との協

0 で、 んでしたが、建築主事を置くこと法に基づく判断や指導ができませまでは建築主事がいなかったため までは建築主事がいなかったため 明確な応答ができます。

○すべての建築確認を市が扱うこと地域の事情にあわせたまちづくり

安全で安心できるまちづくり ○消防・防災部局との連携により、 民の意向が反映しやすくなり、 建築行政が身近になることで、 的確に違反建築を防止できます。 主的なまちづくりができます。 都市計画に適切に反映することがで、市内の建築動向を的確にとら できます。 自住

0

0 市職員の違反建築パトロールにより、進み、防災指導を強化できます。 防災に関する情報の交換や共有が

# 特定行政庁が行う主な事務

による事務なども行います。すべての事務を行うほか、次 特定行政庁は、 建築基準法による 次の法律

○「建築物の耐震改修の促進に関す る法律(耐震改修促進法)」による

○「高齢者・障害者等の移動等の円 事務 フリー -法)」による事務

○「建設工事に係る資材の再資源化 法)」による事務

○「長期優良住宅の普及の促進に関 0「エネルギ する法律(省エネ法)」による事務「エネルギーの使用の合理化に関

「栃木県ひとにやさしいまちづく する法律」による事務

Ο

Ŋ い条例」 による事務

## 築主の皆さんへ

建

するために最低限の決まり事を定め対する安全性や、快適な環境を確保財産を守るため、地震や火災などに となっているものが建築基準法です。受けて建てられています。その基本建物は、さまざまな法律の規制を この法律は、私たちの生命・健康・ たものです。

建築会社などにご相談ください。に条件が変わりますので、細かい手 てご紹介します。 ここでは、基本的な手続きについ 計画する建物ごと

### 建築確認の流れ

①建築確認申請

の規定に適合しているかどうかの審申請書を提出し、建築の計画が法律合は、工事に着手する前に建築確認建物の新築や増改築などをする場

※提出先は、 査を受けます。 構いません。 確認検査機関(民間)のどちらでも 特定行政庁または指定

いれば、建築主事などから確認済証②確認済証の交付 が交付されます。 ※確認済証の交付を受けなければ工

事に着手できません。

内容

から市が行うことになります。

○許可の対象規模は、

区域外は10、000㎡以上です。内が1、000㎡以上、都市計画

0<sup>°</sup>m以上、都市計画 に模は、都市計画区域

合もあります。 ※工事着手後、中 中間検査が必要な場

※工事が完了したときは、4日以内 ④工事完了

○開発登録簿は、都市計画課で閲覧

どの申請手数料が必要となります。

くわしくは

都市計画課

開発指導係

できます

⑤完了検査申請 ら7日以内に検査を行います。※建築主事などは、申請を受けてか

٠

٠

٠

※原則として、 済証が交付されます。 ⑥完了検査済証の交付 とができません。 を受けなければ建物を使用するこ 検査に合格した場合は、 完了検査済証の交付 完了検査

禁止に関する事務

不適切な土砂の埋立て等の

### ⑦建物の使用開始

くわしくは 建設課

**2**1 5 1

開発行為の許可に関する事務

今まで、

行為の許可などの事務は、 ?などの事務は、4月1日県が行っていた土地開発 くわしくは

※事前に環境課へご相談ください。 したが、4月1日から50㎡以上は すべて市が許可を行 環境課 環境係 日から 500 <sup>㎡</sup> **T** 21 5 います。  $\frac{1}{5}$ 

### 今まで、 市と県で行ってい

ります。 月1日からすべて市が行うことになの埋め立ての許可などの事務は、4 た土砂

建築係 6 内容 ○土砂などを埋め立てする場合、 m 以 上 3、

000 ㎡未満は市、

3<sub>500</sub>

査や違反建築物の指導などは県がこれまで、建築物などの確認・検	れまで県(日光土木事務所建築指導よる「特定行政庁」となります。こ		
特定行政庁になるとります。	市は、4月1日から建築基準去こ建築確認などに関する事務	日 光 市 Nikko Cit	
2		役所 y Hall	
へ移譲されます	市へ移譲	泉の事務・権限が	-
		平成1年4月1日	
			P